

令和3年第1回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和3年3月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井 栄君
	11番	小松崎 均君
	13番	石田安夫君
	14番	藤枝 浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山 猛君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

17番 大貫千尋君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	今泉 寛君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	小田野恭子君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第6号

令和3年3月18日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第3-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 陳情第3-1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第3 議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例について
- 議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例について
- 議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例について
- 議案第26号 笠間市景観条例について
- 議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例について
- 議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）
- 日程第4 議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算

議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算

議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算

日程第5 決議案第1号 新型コロナウイルス感染症を市民と共に乗り越えるための決議

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第3-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

陳情第3-1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情

日程第3 議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について

議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例について
- 議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例について
- 議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例について
- 議案第26号 笠間市景観条例について
- 議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例について
- 議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）
- 日程第4 議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算
- 日程第5 決議案第1号 新型コロナウイルス感染症を市民と共に乗り越えるための決議

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 定刻になりました。皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は17番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番坂本奈央子君、2番安見貴志君を指名いたします。

請願第3-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」
採択の請願書

陳情第3-1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（石松俊雄君） 日程第2、請願第3-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書及び陳情第3-1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情の2件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより付託委員会の総務産業委員長に審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託になりました請願第3-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書につきまして、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、本案に対し、賛成の立場からの意見であります。地域別最低賃金は都市と地方では地域格差があることから、若者の都市部への流出も多いとのこと。このことから、最低賃金を上げることで経済の循環もよくなるため、全国一律でないにしろ、格差は縮めなければならないと思う。また、中小企業の方が困るということは理解できるが、

最低賃金とセットに中小企業への具体的支援を拡充すべきであるとの意見がありました。

次に、反対の立場からの意見であります。地域間格差を縮小させるための施策を進めるには、企業がたくさんある自治体とそうでない自治体では、企業の業績も変わるため、賃金の差が出て当然である。その差をなくすには差額を国が負担することとなり、どうやってその財源を捻出するのかも考えなければならない。今、国が負担するとなると、国の財政は破綻してしまう。請願事項にある時給1,500円も目指すということについてだが、令和2年度の東京都の最低賃金は時給1,013円、茨城県では849円、全国平均で902円である。それらと1,500円の差額を国が負担するとなると、膨大な財源が必要になる。今の経済情勢の中、地方の企業に時給を1,500円に引き上げる経営体力はないのではないのか。

次に、請願項目1の全国一律最低賃金を、についてだが、東京地域と地方では家賃や物価の格差もあるため、賃金を全国一律にするということは問題点も多く、難しいと思う。最低賃金を大幅に引き上げることは、企業側にとって大きな負担となり、事業の衰退を招きかねない。

また、請願項目2のワーキングプアをなくすために、最低賃金を全国一律に上げるだけでなく、政治や経済政策など、多くの方が受けられるような施策に取り組むべきだと思うので反対です。

また、中小企業に対する施策がないわけではない。いろいろな条件を満たしていれば、状況に合わせて、きちんと国は対応をしている。最低賃金を引き上げた場合、経営の苦しい中小企業は製品などへの値上げに転嫁したり、人員を削減したりをさらに加速させることにもなる。そして、雇用の機会が失われ、雇用減少にもつながる。今、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済情勢や雇用環境が悪化する中、飲食店などを中心に、全産業的に大変な状況にある。全国一律の賃金をという請願を当委員会でも可決して本会議に提案することに賛成しかねる。

以上のような賛成の意見、反対の意見を踏まえ、採決の結果、賛成少数により、当請願を不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました請願第3-1号の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

次に、当委員会に付託になりました陳情第3-1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、本案に対し、賛成の立場からの意見であります。トンネル工事において発生するじん肺被害は、今も多くのトンネル労働者に発生し続けていることから、早急に解決すべきとの意見がありました。

次に、反対の立場からの意見であります。厚生労働省の合意内容にあるトンネル建設工事におけるじん肺防止策を既にきちんと実施していること。また、国土交通省において

は、国土交通省発注工事に適用されるトンネル工事に関する積算基準を改正し、労働時間などにおいても見直しをしている。

一方で、トンネルじん肺基金創設については、国と和解しつつも、合意書には盛り込まれないことから、何か大きな問題があるのではないか。賛成すべきか、決めかねるとの意見がありました。

以上のような審査を踏まえ、採決の結果、賛成多数により、当陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました陳情第3－1号の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 請願第3－1号についてですけれども、委員長報告を聞いていますと、趣旨採択のように聞こえるんですが、私の聞き間違いでしょうか。予算とか、環境がということになりますと、じゃあ、それが整えば賛成ということになりますから、基本は趣旨採択という表現のほうが正しいかと思うんですが、最後の賛成しかねるといいう言い方をしているところも何かそのように聞こえますが、いかがでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 委員長田村幸子君。

すみません、委員長、登壇してください。申し訳ありません。お願いします。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） ただいまの西山議員の御質問に対してでございますけれども、反対の意見を申し上げさせていただきましたが、趣旨採択という御意見はどなたからも、まずございませんでした。

○議長（石松俊雄君） お戻りください。お戻りいただいて結構です。

○総務産業委員長（田村幸子君） 戻る。すみません。

〔「質問と答弁違うんじゃない、質問と答弁違うじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 16番西山 猛君。

暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時16分再開

○議長（石松俊雄君） それでは、休憩を取り戻し、会議を再開いたします。

16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） もう一度お聞きしますね。賛成の意見があった、反対の意見があったと言いましたが、その反対の部分の委員長報告は、報告はとも、全体は、総論は

賛成というふう聞こえるんですね。となると、趣旨採択が妥当なんじゃないかなと思ったんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） ただいまの西山議員の質問に対してですけれども、賛成意見に関しましての代表的な御意見は述べさせていただきましたが、賛成意見の皆様の中からも、逆に、請願項目三つの中で反対をしながらもこの中の一部は賛成だという御意見などもありましたが、最終的に採決をさせていただきましたところ、皆様不採択という結果が出ましたので、このような御報告をさせていただきました。

〔発言する者あり〕

○議長（石松俊雄君） はい、委員長、戻ってよろしいですよ。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し、会議を再開いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を得まして、討論をいたします。

日程第2、請願第3－1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書に賛成の立場で討論を行います。

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書は、第1に、政府は全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。第2、政府はワーキングプアをなくすため、最低賃金を即、時給1,000円以上に引上げ、時給1,500円を目指すこと。第3、政府は最低賃金の引上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

上記3項目の実施を求める意見書を、総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、茨城地方最低賃金審議会会長に提出すること求めるものであります。

茨城労連の請願書及び関係文書には、次のように記載されております。

現在、2,000万人を超える非正規雇用労働者は、その多くが若者と女性、高齢者で占められています。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収200万円以下のワーキングプアという状況に追い込まれ、経済的事実や、結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

コロナ禍は貧困と格差を拡大し、生活困難に拍車をかけています。

また、茨城県の最低賃金は、コロナ禍を理由に、中央審議会の目安が公表されない中で、2円引き上がり、851円になりました。しかし、この金額は、全国加重平均時給902円に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が2019年10月から1,000円を超えています。日本の最低賃金制度の問題点は、1番、最低賃金が低過ぎて生活できない。2番、全国一律制でないため、最低賃金の高い都県に労働者が流出する。3に、中小企業支援策が不十分の三つであります。

茨城労連は、昨年2020年2月から5月にかけて、県内で、最低生活費資産調査を実施したところ、水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は、男性25万2,987円、女性25万1,124円、ともに税、社会保険料込みで、年額に換算すると約300万円になります。月150時間で計算すると、男性1,687円、女性1,674円になります。月176時間で計算すると、男性1,437円、女性1,427円になります。この計算は、私がやりました。この結果は、東京をはじめ、他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは、最低賃金を全国一律1,500円にする必要があることが明らかになりましたと、このように述べております。

このように、茨城県労働組合総連合の茨城労連は、茨城県で労働者が普通に暮らすために必要費用を科学的データによって明らかにしました。具体的には、茨城労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる生活実態調査及び持ち物をどれくらい所有しているかを調べる持ち物に関する調査を実施し、その結果を基に、生活に必要な費用を一つ一つ丁寧に積み上げるマーケットバスケット方式により、普通に暮らすために必要な費用を算定した調査には、約1,350名が回答していて、回答は19.4%。その中から茨城で働く10代から30代で一人暮らしの若者190名分のデータの分析結果を報告したものであるそうであります。

水戸市内の若者が普通に一人暮らしをするために、男性月額25万2,897円、女性月額25万2,897円、ともに税、社会保険料込みが必要である。これは年額に換算すると約300万円になります。軽自動車所有のケースです。

ちなみに、昨年、東京都北区でも同様の調査が公表されましたけれども、男性は月額24万9,642円、女性は月額24万6,362円であった。ともに、税、社会保険料込み。この生計費で想定した普通の暮らしの内容は以下のようなものであります。

水戸市茨城大学近辺の25平方メートルの1Kのワンルームマンション、アパートに住み、

家賃が3万5,000円、中古の軽自動車44万円を所有し、通勤や買い物に使用している。自動車関連費は月額約2万5,000円、冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格滞のものをそろえた。1か月の食費は、男性約4万2,000円、女性約3万3,000円。朝晩はしっかりと食べ、昼食についてはコンビニなどでお弁当を購入し、1食当たり500円だそうです。その他、月に2回、友人や同僚と飲み会、会食を行っている。1回当たりの費用3,500円程度。休日は家で休養していることが多い。1泊以上の旅行は年に2回で、その費用は年間6万円、月に4回は恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行き、映画、ショッピングを楽しんでいる、1回2,000円で月8,000円だそうです。

試算の月額を賃金で得ようとする、時給換算で男性1,456円、女性1,445円、これは、中央最低賃金審議会で用いる労働時間、月173.8時間で割った場合になりますけれども、これは、お盆も正月もゴールデンウィークもない、非現実的な働き方であります。

ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算、月150時間換算してみると、男性で1,687円、女性で1,674円となります。これまでに調査を行った21都道府県の結果と大きな差はない。つまり、最低賃金は全国一律で1,500円以上引き上げられなければならないという結論になると述べております。

参考までに、2019年時点の社民党、日本共産党は速やかに1,000円、1,500円を目指す、国民新党は1,000円、立憲民主党は5年以内に1,300円とする政策を掲げています。即時1,000円という提言は4野党の共通目標、共通の政策となっています。

現在の笠間、日本の未来を担う多数の青年が置かれている現状は厳しいものがあります。この現状を変え、明るい、活力ある社会をつくるためには、青年の暮らしを引き上げることが必要です。そのことが、市や県の経済を底上げする力になります。

委員会審議の中で、小菌江議員が戦前の大蔵大臣、首相をお務めになられた高橋是清氏の例を挙げ、庶民生活の底上げ、向上なくして、日本の発展はないと熱く主張されたとお伺いいたしました。

この請願が委員会でも採択になった理由として、中小企業に対する支援を行えば、財政上の問題が出てくると、このような理由が、今、委員長のほうから御報告されました。

今の大企業の法人税、中小企業の法人税を、実質をよく調べていただきたいと思えます。中小企業の法人税は、実質的に大企業の法人税よりも多くなっており、大企業の法人税は名目に比べて、実質の法人税は低くなっております。こういった構造を変えれば、財政上の過度な負担はなく、中小企業に対する支援を十分行えることは明らかであります。市民の代表として議会活動に関わる議員の皆様のお力で、政府に、若者、青年の現状を伝え、声を届け、人間らしく生きられる社会をつくるための貢献ができれば、議員としての責任の一端を担ったことになるのではないのでしょうか。

思い違いや情報不足で誤解がある場合もあるかもしれませんが、誰しもそのようなときがございませぬ。今回の討論で、新しく得ることができた情報があるとするならば、それを生

かすことができるならば、青年のため、笠間市のため、そして、日本の民主的な発展のために、一步を踏み出していただけないでしょうか。気づいたときが一番早いときです。よって、請願第3-1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書に賛成いたします。

議員の皆様には、私の討論に御理解と御賛同をいただけますよう、少なくとも賛否同数まで高めていただき、議長の御判断をいただき、採決につなげることができますよう、特段の御配慮をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございます。

○議長（石松俊雄君） 次に、9番村上寿之君の発言を許可します。

〔9番 村上寿之君登壇〕

○9番（村上寿之君） 9番、市政会の村上寿之です。請願第3-1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書に反対の立場から討論いたします。

請願事項の3には、政府は最低賃金の引上げとセットに、中小企業への具体的支援策を拡充することと書かれています。中小企業への具体的支援策の拡充という部分については、中小企業への融資や助成などの充実という意味で賛同できます。

しかし、請願事項の1に書かれている地域間格差は、賃金だけでなく、物価や地価などの格差もあります。例えば2LDKのアパートの家賃は、笠間市では約五、六万円ですが、東京都の平均は約12万円となっています。もし、同じ収入で、同じ家族構成だと仮定した場合、東京で最低賃金時給1,013円で働いている人たちは1,500円になり、茨城県で最低賃金令和2年度時給849円で働いている人は1,500円になります。東京の時給値上げ額が487円に対し、茨城県では651円も値上がりになり、地域経済に与える影響が大きく違ってきます。

よって、私は全国一律の最低賃金制度、全国一律に1,500円を目指すという請願事項には同意できません。

また、ワーキングプアをなくす施策は、最低賃金のアップだけではなく、さまざまな税制面での優遇措置なども置かれていますので、それらの拡充を政府に求めるべきではないでしょうか。アルバイトやパートなどの非正規労働者の中には、扶養家族の範囲内で社会保険料の特定措置を受けるために、みずから働く時間を減らしている人もいます。そうした人たちは、賃金が上がれば、さらに労働時間を減らそうとしますから、企業側としても、ほかの人を雇うことを考えなければならないような状況も考えられます。

そもそも、賃金というものは、労働者と雇用者の契約であり、労働者の需要と供給のバランスで決まるものです。経営者の中には自分のもうけのみを優先するという方々もいるかもしれないとのことで、労働者の生活維持のために最低賃金を定めているのだと思います。

この請願の趣旨であるワーキングプアをなくすためには、最低賃金を全国一律に上げる
ことではなく、しっかりとした政治や施策、経済政策など、多くの方々に受け入れられる
施策を取り組んでいくものであります。

以上の理由から、本請願に反対を表明するものであります。最後に、議員各位の賛同を
賜りますことをお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、請願第3-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める
意見書」採択の請願書を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

これより原案について採決をいたします。

請願第3-1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」
採択の請願書を採択とすることに賛成の方、請願を採択することに賛成の方はボタンを押
してください。

賛成の方は、マイクのボタンのランプが赤く点灯していることを確認をしてください。
よろしいですか。返事がないので、よろしいですね。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成4、反対16、賛成少数
であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3-1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関
する陳情を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきであります。

陳情第3-1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳
情を採択することに、陳情を採択することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

確認は大丈夫でしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数
であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

議案第 7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

- 議案第 9 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例について
- 議案第 24 号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例について
- 議案第 25 号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例について
- 議案第 26 号 笠間市景観条例について
- 議案第 27 号 笠間市いじめ防止対策推進条例について
- 議案第 28 号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）

○議長（石松俊雄君） 日程第 3、議案第 7 号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条

例についてから議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）の22件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月4日に、執行部より関係部課長の出席を求め、議案第7号外9件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果を申し上げます。

初めに、議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、産業医の報酬について、面談1回ごとに2万円とした額の根拠はとの質疑があり、県内の産業医の状況を鑑み、平均的な額としたとの答弁がありました。

次に、議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、感染症、防疫など作業手当について、条文の中に新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国から世界保健機構に対してとの記載があるが、ヨーロッパなど他の地域も含むものかとの質疑があり、国に準じて作成しているが、他の地域からの感染症も含まれるとの答弁がありました。そして、新たな感染症が出た場合には、国から基準などが示されると思うので、その部分については、この条例に追加していくとの答弁がありました。

次に、討論であります。議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例については、条例の変更となる部分については理解したが、令和2年12月に閣議決定され、デジタル庁の新設などデジタル社会への取組が進められている。この実現のために、行政のシステム標準化や官民情報連携のマイナンバー制度を拡大し、そのデータが行政サービスにつながっていくと思うが、国民のデータがないがしろにならないか危惧されることから、反対であるとの反対討論がありました。

なお、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第28号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第28号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきもの、また、議案第7号及び議案第12号については賛成多数により、原案の

とおりの可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いします。

委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月4日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第13号外10件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例については、今回の改正により、所得階層区分における上位所得者の月額支給額が1,000円減額される理由と、18歳未満の難病患者には月額支給額が1,000円増額される理由は何かとの質疑があり、この制度は市財によって運営しているが、合併後、初めての見直しを行い、少子化対策を含めて難病患者の子を育成している家庭に支援する要素を強める一方で、上位所得者には一定の負担を求めて、めり張りを持たせたとの答弁がありました。

次に、議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例については、第9条に市民の役割が規定されているが、子どもに声をかけることがナンセンスな今の時代にあつて、地域の子どもを見守ってもらうために、市が公のポジションを委嘱するような仕組みはないかとの質疑があり、いじめを見つけた市民から、積極的に情報提供をしてもらうことは重要であり、例えば、学校の立哨の人はオレンジベストを着用して朝の挨拶をしているように、分かりやすく、安心していい人だよと認識されるようにしたい。さらにはコミュニティ・スクールの中で、地域の見守りが積極的に実施される体制づくりを各学校で進めるよう指導していきたいとの答弁がありました。

次に、討論であります。議案第13号では、上位所得者のように税金を多く支払い、社会に貢献している方々も恩恵を等しく受けられるべきであり、所得区分の設定は妥当な判断ではないとの反対討論がありました。

議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険利用者には収入120万以下の方々も多く、影響があるため、介護保険料の増額に反対するとの反対討論がありました。

なお、議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第17号 笠間市指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について、議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例についてのそれぞれの議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第25号、議案第27号の議案については全会一致により、議案第13号、議案第15号については賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、建設土木委員会委員長より報告をお願いします。

委員長内桶克之君。

〔建設土木委員長 内桶克之君登壇〕

○建設土木委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、報告申し上げます。

当委員会は、3月5日に、都市建設部長及び都市計画課長等の出席を求め、議案第26号 笠間市景観条例について、付託案件の審査を行いました。

審査過程での主な質疑については、景観審査会第16条のメンバー構成、事業協議第7条関係での事前協議の手順、景観計画第5条関係での色彩基準についてなどの質疑がありました。

また、笠間市景観条例の特徴に関する質疑では、届出対象行為の中に太陽光発電施設の位置づけたものは、県内初であり、土地の形質の変更についても、笠間市の開発事業指導要綱に合わせた対象となっているとの答弁がありました。

審査の結果、本案については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案審査の経過及び結果であります。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げて、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 各常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を得まして、討論をいたします。

日程第3、議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例については、笠間市行政組織条例の一部を別紙のとおり改正するとして、提案理由では、本案は令和3年度の行政組織機構の改編に伴い、所要の改定をするものでありますとしております。

新旧対照表では、現行の第3条2の総務部、イ、情報政策にすることが、改正案では、（1）市長公室の欄に記載場所の変更が明示されております。ほかの変更も記載されております。この変更に関します全協資料、令和3年度行政組織機構の見直しについてによりますと、市長公室のもとに政策推進課を介して、企画政策課、企業誘致、移住推進課を置き、総務部総務課内の情報行政グループを廃止し、市長公室のもとに、秘書課とともにデジタル戦略課を配置して、そのもとでDX計画に基づく、行政のデジタル化を推進するなどの見直しが進められることが示されております。

そのほかに、都市計画部の空家政策推進室を廃止し、市民生活部にふるさと納税推進室を新設する、保健福祉部子ども福祉課に家庭子ども相談グループを設置、産業経済部商工課に工業振興グループを設置、学務課に施設グループを設置、教育部生涯学習課文化振興室に日本遺産担当を配置するなどが示されております。

新設されるデジタル推進課の役割は、国や地方を通じた行政のデジタル化、新たな日常におけるデジタルガバメントを推進すると、このようにしてあります。そこで、デジタル化の柱の一つが個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの活用と、そのための個人番号カードの普及が重要なものと位置づけられております。

個人番号カードの活用は、個人情報漏えいを通じて個人の人権侵害につながる懸念があります。3年前に、日本年金機構がデータ入力を委託した会社が、契約に違反して500万人分の情報を中国の業者に渡し、入力を再委託したことが明らかになりました。当時の年金機構の特別監査では、中国業者に再委託されたのは、氏名部分の入力で、個人情報の外部流出はないとされておりました。この事案は、厚生労働大臣を務めた立憲民主党の長妻副代表が今年2月に国会で取り上げ、日本年金機構に送られたメールのコピーをもとに、

最近、中国のデータ入力の世界での騒ぎを問いただしております。

平成30年分、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の大量の個人情報が、中国のネットで入力されており、普通の人でも自由に見られる、1画面に受給者氏名、生年月日、電話番号、個人番号、いわゆるマイナンバーカード、配偶者氏名、生年月日、個人番号、配偶者の年間所得の見積額の情報が自由に見られると。国民の大事な情報が流出し、自由に見られてもよいのでしょうかと、このメールの真偽を問いただしたところ、理事長からは、記載されている情報は基本的に正しいとする一方で、マイナンバーカードの部分に関しては正しいものと確認させてもらうことは差し控えたいと、曖昧な答弁に終始をしたと、時事通信社のニュースサイトに記載されております。この国会質問を視聴した多くの国民からも、情報の管理がしっかりされていると、このように受ける止める人はほとんどいなかったのではないかと、当局の説明に納得できる人は少なかったのではないかと私自身も強く思いました。

情報、通信などデジタル技術の進歩、発展は人々の幸福につながるものですが、政府が進めようとしているデジタル改革は、それに逆行するところがあります。2020年版情報通信白書によりますと、個人データを企業サービス利用時に提供する際に、多くが不安を感じる、インターネット利用時には、個人情報や利用履歴の漏えいに不安を感じる人が88.4%となっている。

デジタル先進国では、プライバシーを守り、安全性やデータ網を確実にする規制やルールを制定、監視・監督機関の設置が進んでいますが、日本は相当遅れております。欧州連合、EU、台湾、韓国などでは、自分のデータの完全削除、消去と利用停止を求める権利、いわゆる忘れられる権利や、自分のどんな情報が集められているかを知り、不当に使用されない権利など、個人情報の扱いを自分で決定する権利が確立されていると言われております。

日本でもデジタル化を進めるならば、このような国や、フランス、デンマーク、ドイツなどのように、個人情報保護法を見直し、個人情報漏えい事実の消費者への通知義務、被害救済の仕組み、情報の自己決定権の保障、個人情報保護委員会の強化が必要ですが、政府の対策は極めて不十分であります。

新聞赤旗によりますと、中国では、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者について集めた個人情報が流出し、住所、氏名、身体的特徴、恋人の氏名、デートの場所、日時、立ち寄り先、地下鉄の利用状況などが含まれており、詳細なプライバシーがファイリングされていることが明るみに出たと、このように報じております。

東京商工リサーチの調査によると、個人情報の漏えい、紛失事故は、2012年から2019年の累計で372者、685件、漏えい、紛失した個人情報は累計8,889万人分、計算上は日本の人口の約7割分が被害に遭ったこととなります。

政府のデジタル改革は、プライバシー保護を軽視し、国民にマイナンバーを押しつけて、

監視社会をつくることにつながります。憲法が保障する基本的人権であるプライバシーを守る権利は、憲法が保障するものであります。憲法が保障するプライバシーを守る権利が保障されるための有効な対策が取られていない現状で、デジタル化を進めることには反対であります。

よって、この条例に反対いたします。議員の皆様方には、討論に御理解と御賛同いただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次に、議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この件については、委員長報告にもありましたけれども、改めて、この条例案では、難病患者の18歳未満の支援金金額を従来の3,000円から4,000円に引き上げるものの、上位所得者に対しては、支援金を従来の月額3,000円から2,000円に削減することになっております。上位所得者は市税や所得税など多くの税金を納付しており、それ以外の人と同じように、行政から公平なサービスを受ける権利がございます。支援金を削減する理由はないと考えます。正当な受給権を有する住民への支給額を削減するべきではないと考えます。

よって、この条例案には反対いたします。議員の皆様方には、討論に御理解と御賛同いただけますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

次に、議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例案は、介護保険の月額、年額をそれぞれ値上げするものであります。第1段階では、月額、年額150円、1,800円、第2段階250円、3,000円、第3段階では350円、4,200円、第4段階で450円、5,400円、第5段階で500円、6,000円、第6段階で600円、7,200円、第7段階で650円、7,800円、第8段階で750円、9,000円、第9段階で850円、1万200円、10段階で900円、1万800円の増額になります。

各段階の所得分布を見ますと、全体で、年金等収入合計所得での所得分布は、120万円以下が1万6,900名を超え、その割合は全体の70%となることから、低所得者層で値上がりの影響を強く、強く受けることとなりますので、このような値上げは避けるべきであり、他の手当でもって、この値上げを回避することは十分可能であると考えます。

よって、この議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例に反対いたします。議員の皆様方には、この点に御理解と御賛同いただきますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決します。

初めに、議案第7号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクの赤いランプを確認してください。

よろしいですね。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成15、反対5、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンを確認をしてください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成20、反対ゼロ、賛成多数で全会一致であります。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成16、反対4、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、議案第15号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件を委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンを確認をしてください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数

であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 笠間市復興まちづくり基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 笠間市庁舎建設基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 笠間市文化財保護基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 笠間市景観条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 笠間市いじめ防止対策推進条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 動産購入契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策高規格救急自動車購入）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決をされました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時23分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算

議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算

議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算

議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（石松俊雄君） 次に、日程第4、議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算から議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算の10件を一括議題といたします。

審査は終了しておりますので、これより予算特別委員会委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

委員長田村泰之君。

〔予算特別委員長 田村泰之君登壇〕

○予算特別委員長（田村泰之君） 今期市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月8日、9日、10日の3日間にわたり、執行部より、関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました。

令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算10件について、笠間全市民の福祉向上、行政サービスの充実につながる効果的な予算であるのかを眼目に、終始、積極的かつ慎重に審査を行ったところであります。

それでは、審査の過程での主な質疑等について、簡潔に御報告申し上げます。

初めに、議案第38号について、市長公室所管では、主なものとして、広報かさまや、市ホームページ及びモニター広告の収入状況について、会計年度任用職員の専門職の採用状況について、移住支援金の事業内容について、グリーンスローモビリティの運行計画について、笠間版C C R Cの進捗状況についてなどの質疑がありました。

中でも、企画政策課所管のサテライトオフィスの取組に関する質疑に対し、「県補助金と国の交付金を活用し、E T O W A及び旧ギャラリーを場所として、民間企業がワーケーション、さらにはコワーキングスペースとして活用するという取組をした」との答弁がありました。

総務部所管では、主なものとして、自主防災組織の団体数、組織率、活動内容について、財産区にある地域集会場に対する補助金の使途についてなどの質疑がありました。

中でも、収税課所管では、コロナ禍の中、税務政策として、市税等の徴収方法についてどのように考えているのかとの質疑に対し、「コロナによる徴収猶予という申請方法があり、猶予期間としては1年間で、現在、猶予期間中である」との答弁がありました。

市民生活部所管では、主なものとして、高齢者運転免許自主返納支援報償費の支給内容について、犬及び猫の不妊去勢手術補助金の周知方法について、不法投棄の状況及び今後の対策についての質疑がありました。

中でも、環境保全課所管のゼロカーボンニュートラルの取組について、今後どのように

進めていく考えかとの質疑に対し、「環境寺子屋のウェブ配信、廃プラスチックの部分も含めた事業者の先進地視察等や市民環境サポーターとして登録してもらい、環境に関する情報、イベント等の情報を広く発信し、情報を共有してもらうことが大切だと考えている」との答弁がありました。

保健福祉部所管では、主なものとして、ファミリーサポートセンター事業の内容について、母子福祉費が前年度より減額になっている理由について、水戸医療圏に入る笠間市と、その医療圏に入る病院との関係性についてなどの質疑がありました。

中でも、20億5,000万円が計上されている「障害者自立支援給付金の支援内容は」との質疑に対し、障害者が地域で自立して生活するために必要なサービスで、一番多いのが、障害者のデイサービス事業、次に、就労支援事業に多く支出している。近年でいうと、発達障害児の支援フォローに係る事業が伸びてきているとの答弁がありました。

産業経済部所管では、主なものとして、イノシシ駆除の指導体制について、森林愛護運動の活動目的について、移動販売車試験運行委託について、市内観光周遊バスの実績と運行路線について、かさまコンシェルジュの具体的な内容についてなどの質疑がありました。

中でも、森林環境整備基金積立金の活用方法についての質疑があり、「干ばつ、人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や、普及啓発等の森林の整備などの促進事業に要する経費に充てるための積立金である」との答弁がありました。

都市建設部所管では、主なものとして、笠間スマートインターチェンジの現状について、多目的広場の整備目的について、空家バンクの登録件数及び空家コーディネーターの役割などについての質疑がありました。

また、自転車ネットワーク路線の整備においては、「サイクリング関係者の意見を聞いた上で実施してほしい」との意見がありました。

教育委員会所管では、主なものとして、スイミングスクールの委託内容について、笠間城の調査進捗と来年度の調査について、電子書籍システム委託料についてなどの質疑がありました。

中でも、生涯学習課所管では、「岩間体験学習館の管理について、老朽化しているため、継続していくのであれば、しっかりと修繕すること」との要望がありました。

消防本部所管では、岩間消防署建設の実施設計の進捗状況について、緊急高度化研修内容についてなどの質疑があり、確認したところであります。

議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算では、「一般被保険者国民健康保険税が前年度に比べ、減少になっている要因は、被保険者の減によるものということだが、何名を見込んでいるのか」との質疑に対し、「前年度は1万7,500人であったが、令和3年度は1万7,000人を見込んでいる」との答弁がありました。

議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算では、「介護認定審査会について、コロナ禍の中、どのように運営をしているのか」との質疑に対し、「緊急事態が発令され

た場合は、書面審査の形を取り、審査をしている。また、令和3年度にはオンライン審査を実施していく」との答弁がありました。

また、「介護保険料の施策については、実行されれば福祉につながると思うが、前提となる保険料は低所得者の負担増になっているため、この部分についてしっかり考えて対応してほしい」との要望がありました。

議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算では、6地区の接続率及び接続推進の取組についての質疑に対し、「市全体での接続は84%、接続率の低い枝折川地区57.4%については、引き続き重点的に戸別訪問を実施している」との答弁がありました。

議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算では、病児保険利用料については、年間の利用料と利用数を質疑し、確認したところです。

また、病児保育については、県内でも注目されている事業であるため、「利用者が増えるように頑張してほしい」との意見がありました。

議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算では、宍戸浄水場更新工事及び老朽管更新事業に対する財源について質疑し、確認をしたところです。

議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算では、岩間工業団地内の立地企業に対する年間給水量の状況について質疑し、確認したところであります。

最後に、議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算では、汚泥処理に係る経費について質疑し、確認をしたところであります。

以上が、審査の過程においての主な質疑、意見等であります。

次に、討論であります。議案第38号、議案第39号、議案第41号の議案について、反対討論がありました。

初めに、議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算については、マイナンバーカード交付事業は、個人情報漏えい、人権侵害につながる可能性があること。地元住民も存続を求めているにもかかわらず、旧笠間保健センターの解体工事が工事費に含まれていること。笠間小学校、笠間中学校の統合により、導入されたスクールバスについて、通学距離によるスクールバス料金を保護者から負担を求めるべきではないこと。同和団体への補助金については、不要であること。

次に、議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険には、低所得者層の利用世帯が多く占めているため、保険税は一般会計から繰入れ、あるいは、財政調整基金の活用により、負担軽減を図ること。

最後に、議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算については、65歳以上の対象者が支払う保険料は、介護保険料の改定により、低所得者層の影響を強く受けることは明らかであり、保険料の値上げの影響を避けるための措置が不十分であること。

以上3議案について、市として、不適切な予算措置であるとの理由から反対の討論があ

りました。

なお、議案第40号、議案第42号については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

当委員会に付託された議案の採決結果であります。議案第38号、議案第39号、議案第41号の3件につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第40号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の7件につきましては、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

以上が、審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。

日程第4、議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

執行部より提案されました令和3年度笠間市一般会計予算案は、市民の暮らし、営業、医療、保健福祉や学校教育、幼児教育など、笠間市民に係る広範な分野で母子福祉や、災害救助、保健衛生、農業、商工、消防、教育など、大切な施策が含まれております。

しかし、主に次の項目は、市民生活にとって問題なところであります。

第1に、歳入にある総務費国庫補助金に、個人番号カード交付事業費補助金2,725万2,000円、個人番号カード交付事務費補助金3,199万5,000円が計上され、歳出において、マイナンバーカード交付支援システム、マイナンバーカード交付支援システム使用料、個人番号通知、個人番号関連事務委託交付金などとして支出予定項目に計上されております。この経費は、マイナンバーカード発行と活用などに使われる予定です。これは行政事務の効率化等に貢献すると言われておりますけれども、個人情報漏えい、監視社会につながる国家機関による個人の情報管理など、人権侵害につながる可能性が指摘されており、安全安心な日常生活にとって懸念される点でございます。

第2には、企業立地促進事業に5億2,400万円が計上されていることでもあります。限定

が緩やかで、規模の大きい企業にも大規模な支援が可能になっており、中小企業などに限定し、市民雇用枠を確保する条件など適正化を図る必要があります。

第3には、保健センター管理費5,692万4,000円の中に、施設解体撤去工事費4,323万円が計上されていますが、これは旧笠間保健センターの解体撤去費の一部であります。旧笠間保健センターは、旧笠間地域の乳幼児の健診、ひきこもりの相談、成人の健診など大切な役割を果たしてきました。災害時の避難所などにも活用できるのではないかと、地元住民も存続を求めているものであります。不要不急の予算執行に当たります。

第4には、小学校費372万3,000円、スクールバス保護者負担金226万6,000円、中学校費137万8,000円の中に、スクールバス保護者負担金64万8,000円が計上されております。2015年春に笠間地内の小学校3校、中学校1校が廃止され、笠間小学校、笠間中学校に統合されました。その際に、スクールバスが導入され、通学距離が遠くなったにもかかわらず、スクールバス料金が、小学校では基本的に4キロ未満は有料、中学校では6キロ未満は有料になり、保護者負担が課されることになりました。担当課の説明では、該当する小学生92名のうち、通学距離が2キロから3キロメートル区間に59名、3キロから4キロ区間に33名、中学生全員が5キロから6メートルの通学距離とのことであります。

第5には、人権同和対策費の中に、茨城県地域人権運動連合会笠間支部補助金5万円、全日本同和茨城県連合会友部支部補助金52万円、部落解放を愛する会茨城県連合会笠間支部補助金52万円が計上されています。差別等を解消するための法律に基づくということですが、この法律自体が部落差別という社会の実態を反映していないものと考えます。現在の日本で、部落差別の実態はありません。これに予算措置をつけることは不要であり、無用な差別意識を掘り起こし、社会に差別と分断意識を広げることにつながります。これは問題があるために反対いたします。

これらの問題点を解決して、成立させることが必要だと考えます。議員の皆様には、討論に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次に、議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

国民健康保険に加入者の所得区分では、年間所得が100万円以下の方が50%を超えるなど、低所得者が多くを占めています。しかし、国民健康保険税は40代夫婦、子ども2人の所得100万円の世帯では、税額は年間17万4,200円、所得50万円で、11万2,000円と家計に重い負担が係っております。一般会計からの繰入れ、あるいは6億円になる見込みの国保の財政調整基金のごく一部の活用により、負担軽減が可能であります。軽減措置が取られておりません。

よって、議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算に反対いたします。議員の皆様には、討論に賛同いただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次に、議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

歳入の中で、第1号被保険者保険料に関しまして、本年度保険料が前年度より1億9,199万5,000円増加して16億923万1,000円になった理由として、65歳以上の対象者が増加したことと、保険料の改定があったとの報告がありました。

その中で判明したことは、介護保険料の値上げが1段階から10段階まで全ての段階で値上げされていることとあります。例えば、第1段階では月額150円、年額1,800円、そして、標準、基準といわれる第5段階では月額500円、年額6,000円、そして、第10段階では月額900円、年額1万800円の増額になります。

各段階の所得分布を見ますと、全体で年金等の収入合計所得での所得分布は120万円以下が1万6,900名を超え、その割合は全体の約70%となる、このようなことが分かりました。低所得者層での値上げの影響が強く懸念されることとあります。このような値上げは避けなければなりません。値上げの影響を避けるための措置が不十分であり、賛成できません。

よって、この議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算に反対いたします。議員の皆様方には、この点に御理解と御賛同いただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第38号 令和3年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンの確認をしてください。

よろしいですね。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成16、反対4、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのランプを確認してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和3年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンのランプを確認してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和3年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和3年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

決議案第1号 新型コロナウイルス感染症を市民と共に乗り越えるための決議

○議長（石松俊雄君） 日程第5、決議案第1号 新型コロナウイルス感染症を市民と共に乗り越えるための決議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

5番益子康子君。

〔5番 益子康子君登壇〕

○5番（益子康子君） 5番政研会の益子康子です。ただいまの議長の命に従い、決議案第1号 新型コロナウイルス感染症を市民と共に乗り越えるための決議についての提案理由を説明いたします。

ファイザー製の新型コロナウイルス感染症ワクチンが特例承認され、医師や看護師など4万人を対象にした先行接種が始まりました。また、茨城県独自の緊急事態宣言も解除されましたが、感染症拡大は依然として続いており、収束の兆しはなかなか見えてきません。市民は、感染拡大の防止に細心の注意を払いながらも、先行きが見通せない不安を抱えた生活を余儀なくされています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族、濃厚接触者、そして、医療従事者など、最前線で新型コロナウイルス感染症と闘う関係者並びにその家族に

対する不確かな情報や無理解による不当な差別や偏見、誹謗中傷などが社会問題となっています。差別や偏見、誹謗中傷を恐れるあまり、濃厚接触の可能性のある方や、症状のある方までもがPCR検査を拒んでしまうことによって、感染拡大の要因となつてはなりません。

私たちが恐れるのは、人ではなく、ウイルスです。今行ふべきことは、感染症防止策の徹底であり、感染者を誹謗中傷することではありません。医療・福祉従事者をはじめ多くの方々が困難な状況に立ち向かい、昼夜を問わず奮闘されているこの時にあって、何よりも大切なことは、共に支え合うことです。

笠間市議会として、新型コロナウイルス感染症の諸課題に真摯に取り組み、市民の皆様と共に支え合いながら、この困難を乗り越えていくことを宣言するために本決議案を提案するものであります。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ここでお諮りいたします。

総務産業委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで追加日程議案をタブレットに配信するため、暫時休憩いたします。

午後零時00分休憩

午後零時01分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会提出議案第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について

○議長（石松俊雄君） 日程第6、委員会提出議案第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務産業委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 委員会提出議案第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提案理由を申し上げます。

トンネル工事において発生するじん肺被害は、多くのトンネル労働者に発生しており、公共工事によって生み出されているという観点から、早急に解決されなければならない重要な課題であります。

じん肺根絶を求めて、トンネルじん肺被害者団体が国を提訴していた訴訟は、2007年6月中旬に、トンネルじん肺防止対策に関する合意書が締結され、訴訟について和解解決がされたことから、じん肺対策の強化や労働安全、衛生対策の充実など、国においても各種対策が講じられてきたところですが、じん肺問題はいまだ解決されていない状況にあります。

よって、国におかれては、発注者及び施工者に適切な指導を行うとともに、トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を早急に取り組まれるよう、地方自治法第99条の規定により、国へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、総務産業委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和3年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

この後、1時から全員協議会を開催いたします。議員並びに執行部の関係の方々は、全員協議会室に1時にお集まりください。

お疲れさまでした。

午後零時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 坂本奈央子

署名議員 安見貴志